令和９年度茨城県奨学生募集要項
【 奨学金（月額貸与）】
予約採用

茨城県教育委員会では、経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に対し、奨学資金を貸与しています。

この度、令和９年度に大学、短期大学又は専修学校の専門課程に進学する方で、貸与を受けることを希望する方を対象に、予約採用の募集をします。

なお、この募集は、令和９年度の茨城県予算により実施する奨学資金事業の事前準備手続ですので、当事業に係る予算が不成立又は推薦基準や募集人員等の変更があった場合には、募集の中止や募集条件の変更をすることがありますので、御了承ください。

茨城県教育委員会への出願期限 令和８年 11 月 27 日（金）（必着）

※出願は学校を通して行います。
生徒から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

【目次】

第１　募集概要
１　奨学資金の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　出願者の資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　出願方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
５　採用選考 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
６　貸与方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
７　貸与の停止・辞退 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
８　返還 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
９　返還猶予　10　返還免除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２　推薦基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第３　添付書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

記入例（奨学生推薦調書、奨学生願書） ・・・・・・・・・・・・・ 11

【問合せ先】
茨城県教育庁学校教育部高校教育課　管理担当
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町９７８番６
電　話 ０２９－３０１－５２４５/６０４５
メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

第１　募集概要

１　奨学資金の概要

種　別	貸 与 額	募集人員	貸与期間
奨学金（月額貸与）	自宅通学　36,000 円／月	50 人程度	進学する学校における正規の修業期間
	自宅外通学 40,000 円／月		

※自宅外通学の額の貸与を受けていた方が、自宅通学をすることになった場合は、自宅通学の額に変更します。一方、自宅通学の額の貸与を受けていた方が、自宅外通学をすることになった場合は、額の変更はしませんので御注意ください。

２　出願者の資格

以下の全てに該当すること。

ア　茨城県内に居住する者の子弟であること。

イ　高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、令和９年度に学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）への進学を希望していること。

ウ　健康で、人物及び学業ともに優れる者であること。

エ　経済的な理由により修学に困難があると認められる者であること。

オ　(独)日本学生支援機構の貸与奨学金の貸与を受けていないこと。

※併願することはできますが、どちらも決定した場合は、いずれかを辞退する必要があります。

３　出願方法

後記の推薦基準（５ページ）を確認し、次のとおり書類を作成、提出してください。

（１）生徒は、「奨学生願書」（後記４（４））及びその他の書類（後記４（５）～（８））を、在学する高等学校等に提出すること。

（２）各高等学校等は、（１）の書類を取りまとめ、後記「第２　推薦基準」１に該当する者について「奨学生推薦調書」（後記４（２））を作成し、「令和９年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧」（後記４（１））とともに茨城県教育委員会宛提出すること。

※書類の作成に当たっては、「推薦基準」（５ページから）、「添付書類」（９ページから）、「記載例」（11 ページから）をよく確認して記入してください。

※書類の不備がないよう、提出する前に「提出書類チェックシート」で確認してください。

4　提出書類

提出書類名	作成者	備　考
（1）令和９年度 茨城県奨学生推薦生徒一覧	学　校	
（2）奨学生推薦調書（様式第１号）	学　校	記入例（11 ページ）参照
（3）提出書類チェックシート（学校用）	学　校	
（4）奨学生願書（様式第２号）	生　徒	記入例（12 ページ～）参照
（5）家計基準に係る証明書	生　徒	９ページ参照
（6）特別控除に該当することの証明書類	生　徒 （該当者のみ）	10 ページ参照
（7）その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	生　徒 （該当者のみ）	家計の状況等を確認するため、提出を求める場合があります。
（8）提出書類チェックシート（貸与希望者用）	生　徒	

5　採用選考

推薦基準（５ページ）に掲げる学力基準及び家計基準等に基づき提出書類を審査の上、茨城県奨学生等選考委員会による協議を経て採否の内定を行い、令和９年１月下旬をめどに、学校を通して通知します。

採用が内定した方は、令和９年度の当奨学資金事業の予算成立後、令和９年４月以降に、進学した学校を通して茨城県教育委員会宛進学届等を提出した後に採用が決定となります。

※ 採用決定後、奨学資金を貸与するに当たって、奨学資金貸与契約書を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書が併せて必要になります。

【連帯保証人及び保証人の要件】

・連帯保証人と保証人は、各々独立の生計を営む成年者で、連帯保証人については茨城県内に居住する者であること。

※ 決定（内定）後に日本学生支援機構による奨学金の貸与を選択する場合や大学等への進学が行えなかった場合等、辞退が確実な際は、辞退の手続きをお願います。

6　貸与方法

（1）利息　　無利息

（2）交付方法

進学後に提出する「口座振込依頼書」により指定された奨学生本人名義の口座に、原則として年４回に分けて振込をします。

○振込予定時期（事情により変更することがあります。）

第１回振込：５月（４月～６月分）※次年度以降は４月に振込。

第２回振込：７月（７月～９月分）

第３回振込：10月（10月～12月分）

第４回振込：１月（１月～３月分）

7　貸与の停止・辞退

（1）貸与の停止

次のいずれかに該当するときは、貸与を停止します（アを除き、返還となります。）。

ア　休学したとき。

イ　親権者又はこれに代わる者が本県外に転出したとき。

ウ　疾病、負傷等のため成業の見込みがないとき。

エ　学業成績又は操行が不良となったとき。

オ　(独)日本学生支援機構の貸与奨学金の貸与を受けるとき。

カ　奨学金を必要としない理由が生じたとき。

キ　その他奨学生として適当でないと認められるとき。

（2）貸与の辞退　　奨学資金の貸与は、いつでも辞退することができます。

※辞退に当たって、既貸与分については返還が開始となります。

8　返還

（1）正規の修業期間が終了したときは、貸与最終月の６か月後から10年以内に半年賦（年２回払い）又は年賦（年１回払い）により返還していただきます。

（2）貸与の停止（前記７（１）アを除く。）、貸与の辞退又は退学をしたときは、その月の６か月後から、（１）に準じて返還していただきます。

（3）返還の手続

貸与が終了したときに、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を提出していただきます。その際、連帯保証人及び保証人（前記「５ 採用選考」※）の印鑑登録証明書が再度必要になります。

9　返還猶予

次のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、返還期限の猶予申請を行うことができます。

ア　学校教育法に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学しているとき。

イ　アに掲げる学校への進学のため準備をしているとき。

ウ　長期療養をしているとき。

エ　り災したとき。

オ　生活保護法による保護を受けるに至ったとき。

カ　ア～オまでに掲げるもののほか、生活困窮の状態にあるとき。

10　返還免除

次の事由に至った場合は、審査の上、返還未済額の全部又は一部の返還の免除申請を行うこ

とができます。

ア　本人が死亡した場合　返還未済額の全部

イ　本人が心身障害のため労働能力を喪失し返還が困難と認められるとき　返還未済額の全部又は一部

第２　推薦基準

１　人物について

学習活動その他生活全般を通じて態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがある者

２　学力基準

（１）一般推薦

評定平均　３．０以上（小数点第三位以下切り捨て）

※高等学校等第１学年及び第２学年の履修教科の評定を全て合計し、これを全履修教科数で割った値

※履修教科の評定は５・４・３・２・１の５段階法とし、他の方法による評定の場合は５段階法に換算してください。

（２）特例推薦

（１）にかかわらず、次のいずれかに該当し、特に人物が優れ、かつ、奨学資金を貸与することによって特に優れた成績を修める見込みがあると認められる者を、特例として推薦することができます。

ア　災害、病気その他の事故などにより主たる家計支持者を失った者

イ　出願前１年以内に火災・風水害などにより著しい被害を受けた者の子弟

ウ　生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者

エ　障害のある者

※これらの事実については証明書の添付は必要ありませんが、面接等により確認し、「奨学生推薦調書」の参考事項欄にその旨を具体的に記載してください。

３　家計基準

「認定所得金額」が「収入基準額」以下であること

※「認定所得金額」＝「所得金額」－「特別控除額」

（１）所得金額の算定方法

ア　給与所得の場合

市役所（町村役場）発行の令和８年度（令和７年分）「所得証明書」における「給与収入額」から万円未満を切り捨てた額（年間収入額）について、次の区分により計算した額を所得金額とします。

区　分	計　　算　　式
年間収入額 400 万円以下	「年間収入額」× 0.8 － 214 万円 ＝「所得金額」 （万円未満切り捨て）
年間収入額 400 万円超 781 万円以下	「年間収入額」× 0.7 － 174 万円 ＝「所得金額」 （万円未満切り捨て）
年間収入額 781 万円超	「年間収入額」－ 408 万円 ＝「所得金額」 （万円未満切り捨て）

イ　給与所得以外の場合

市役所（町村役場）発行の令和８年度（令和７年分）「所得証明書」における「所得金額」をそのまま「所得金額」とします。

ウ　所得の種類が複数ある場合

それぞれの所得金額を合算して算定してください。ただし、プラスとマイナスの所得金額を相殺することはできません。マイナスの所得は０円として扱います。

（２）父母の所得金額について

ア　父母が共にいる場合

父母の所得金額を上記によりそれぞれ算定してから合計します。

イ　父母いずれか一方しかいない場合

当該父又は母の所得金額とします。

ウ　父母いずれもいない場合

父母に代わって生計を維持する者の所得金額とします。２人いる場合は、それぞれの所得金額を算定してから合計します。

（３）特別控除額

ア　貸与を受ける本人を対象とする控除

特別控除額 74 万円

（進学希望先が、大学又は専修学校（専門課程）のいずれであっても。）

イ　世帯を対象とする控除

<table>
<tr><th>理　　由</th><th colspan="4">特別控除額</th></tr>
<tr><td>①母子・父子世帯</td><td colspan="4">99 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="14">②就学者のいる世帯
（貸与を受ける本人を除く児童・生徒・学生１人につき）

※専修学校（一般課程）・各種学校の在学者は就学者に含みません。</td><td colspan="2">小学校</td><td colspan="2">31 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">中学校</td><td colspan="2">46 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>自宅通学</td><td>自宅外通学</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等学校</td><td>国公立</td><td>39 万円</td><td>69 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>88 万円</td><td>118 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等専門学校（１～３年）</td><td>国公立</td><td>39 万円</td><td>69 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>88 万円</td><td>118 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高等専門学校（４～５年）</td><td>国公立</td><td>43 万円</td><td>72 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>87 万円</td><td>116 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>74 万円</td><td>121 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>133 万円</td><td>180 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修学校（高等課程）</td><td>国公立</td><td>39 万円</td><td>69 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>88 万円</td><td>118 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修学校（専門課程）</td><td>国公立</td><td>36 万円</td><td>81 万円</td></tr>
<tr><td>私　立</td><td>102 万円</td><td>147 万円</td></tr>
<tr><td>③障がい者のいる世帯</td><td colspan="4">障がいのある人１人につき 99 万円</td></tr>
<tr><td>④長期療養者のいる世帯</td><td colspan="4">療養のための特別な支出額（年額）</td></tr>
<tr><td>⑤主たる家計支持者が別居している世帯（父母いずれか１人でも別居している場合も対象）</td><td colspan="4">別居のため支出している額（年額、71 万円限度）</td></tr>
<tr><td>⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯</td><td colspan="4">日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる額（年額）</td></tr>
</table>

【備考】

・イの表において、該当する理由が複数ある場合は、それらの特別控除額を合計して控除することができます。

・出願時において、貸与を受ける本人を含め子供（イの表の②に掲げる学校に在学中の者又は20歳未満の未就業者）の数が２人を超える世帯は、その超える人数１人につき、アの特別控除額に50万円を加えた額をさらに控除できることとします。

（例）父、母、本人、弟１人、妹１人からなる世帯の場合（弟及び妹はイの表に掲げる学校に在学中）

・本人の特別控除額　74 万円（アのとおり）
・子供の数が３人なので、２人を超える人数は１人。
・その１人につき、本人の特別控除額 74 万円に 50 万円を加えた 124 万円をさらに控除可。

（４）収入基準額

世帯人員※	収入基準額	備　　考
１人	139 万円	世帯人員が７人を超える場合は、超える人数１人毎に12万円を、世帯人員７人の収入基準額に加算します。
２人	198 万円	
３人	212 万円	
４人	229 万円	
５人	239 万円	
６人	250 万円	
７人	262 万円	

※世帯人員とは、出願者の父及び母、又はこれらに代わって生計を維持する者並びにこれらの者に扶養されている者（出願者を含む。）に限ります。

【収入基準額以下となる収入・所得の目安】

○収入が父又は母１人のみの場合の例

※実際の世帯の状況により額は異なりますので、おおまかな目安と捉えてください。

世帯人員	給与所得の場合 （所得証明書の給与収入額）	給与所得以外の場合 （所得金額）
３人	約 663 万円	約 286 万円
４人	約 753 万円	約 342 万円
５人	約 783 万円	約 421 万円

【家計基準の合否の判定例】（一例であり、実際の世帯の状況により額は異なります。）

○世帯人員：４人

・父：　　給与所得　年収 500 万円（所得証明書の給与収入額）
・母：　　給与所得　年収 400 万円（所得証明書の給与収入額）
・出願者本人：県立高校３年生
・妹：　　私立高校１年生（自宅通学）

①所得金額の算定

・父の所得金額 ＝ 500 万円 × 0.7 － 174 万円 ＝ 176 万円
・母の所得金額 ＝ 400 万円 × 0.8 － 214 万円 ＝ 106 万円
所得金額合計 ＝ 176 万円 ＋ 106 万円 ＝ 282 万円（A）

②特別控除額の算定

・出願者本人（大学進学予定）　74 万円
・妹（私立高校、自宅通学）　88 万円
特別控除額合計 ＝ 74 万円 ＋ 88 万円 ＝ 162 万円（B）

③認定所得金額 ＝ （A）－（B）＝ 120 万円 ＜ 229 万円（４人世帯の収入基準額）

⇒　認定所得金額が収入基準額以下であるため、家計基準を満たす。

第３　添付書類

【留意事項】

必要な添付書類の提出がない場合は、判定材料を欠くものとして不採用となることがあります。

１　家計基準に係る証明書

父及び母又はこれらに代わって家計を維持する者について次の書類

（１）市役所（町村役場）発行の令和８年度（令和７年分）「所得証明書」又は「所得課税証明書」

※扶養人数や所得の内訳などの記載が省略されていないものの提出が必要です。

※「＊」や「省略」などの表示があり扶養人数が確認できないと、受付できない場合があります。

※父母が働いている、働いていないに関わらず、父母両方の所得証明書の提出が必要です。

【給与所得の範囲】

・給料・賃金（賞与を含む。）
・専従者給与（白色申告も含む。）
・年金
・傷病手当金、失業給付金、生活保護法による扶助費

※退職手当については、一時所得とみなし、給与所得の範囲には入りません。

（２）所得額によらず退職・就職・転職などにより、所得が大幅に変動した又は変動する場合は、次の書類を提出してください。

ア　年間収入見込算出表（様式任意）

申請時現在の月収及び賞与等を考慮の上、令和９年の１年間の年収を推算して作成してください。

イ　アの根拠となる最新の給与明細書や雇用保険受給資格者証など、月額の収入が分かる書類の写し

（３）所得の種類が複数ある場合

上記（１）（２）に準じ、全ての収入又は所得を証明する書類

2　特別控除に該当することの証明書類（控除額については７ページ参照）

理　　由	証明書類
①母子・父子世帯 （表下の※を参照）	母子・父子世帯であることを証明する書類 ※医療福祉費支給制度（マル福）受給者証、戸籍謄本など ※所得証明書で母子･父子世帯であることが確認できる場合は提出不要です。 ※同一世帯に祖父母がいる場合、所得確認のため、祖父母の所得証明書の提出が必要です。
②就学者のいる世帯 （専修学校（一般課程）・各種学校の在学者は就学者に含みません。）	「在学証明書」又は「学生証」の写し （本人及び小・中学生は不要） ※自宅外通学の場合は、住民票や免許証など、住所が確認できる書類の写しを添付してください（自宅外の住所が確認できない場合は、自宅通学とみなします。）。
③障がい者のいる世帯	「障害者手帳」の写し
④長期療養者のいる世帯 （出願時に６か月以上療養中又は療養が必要な方）	・令和８年分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し（出願時までの分） ・同費用についての「年間支出見込算出表」（様式任意） ※健康保険等による医療給付又は損害賠償により補填される金額は除きます。
⑤主たる家計支持者が別居している世帯 （父母いずれか１人でも別居している場合も対象となります。）	・別居していることを証明する書類 ・別居のために特別に支出している住居費等の領収書等の写し ・同費用についての「年間支出見込算出表」（様式任意） ※別居している家族への扶養送金は除きます。
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 （令和５年から出願時までに被害を受けたため、２年以上にわたり著しい困窮状態におかれる場合）	・市町村発行の「り災証明書」 ・その被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類 ※保険や損害賠償による補填額は除きます。

※母子・父子世帯とは、次のいずれかの世帯をいいます。
- 母又は父と、就学などにより経済力のない子の世帯
- 母又は父と、就学などにより経済力のない子、及び60歳以上で前年の所得金額（給与所得控除後の金額。以下同じ。）50万円以下の祖父母の世帯
- 就学などにより経済力のない子だけの世帯
- 就学などにより経済力のない子及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯
- 配偶者のいない兄弟と、就学などにより経済力のない子の世帯
- 配偶者のいない兄弟と、就学などにより経済力のない子、及び60歳以上で前年の所得金額50万円以下の祖父母の世帯

記　入　例

様式第１号（第３条関係）　　茨城県教育委員会

令和９年度茨城県奨学生推薦生徒一覧における整理番号を記入

整理番号　２

奨　学　生　推　薦　調　書

記入者 職・氏名：教諭　関東　太郎

本人の氏名	茨城　夢子
学校名	大学　学部 ○○○○高等 学校　全日制 課程　普通 科　第 3 学年　（正規の修業期間 3 年）

成績等記入欄

※（高等学校等）高等専門学校、大学、専修学校の専門課程の成績評定表）

科目評定＼学年	(1) 年	(2) 年	合計
5	3	4	7
4（優）	3	5	8
3（良）	4	2	6
2（可）	1		1
1			
合　計	１１	１１	Ａ ２２

評定　科目数　認定値

5×（ 7）＝（３５）
4×（ 8）＝（３２）
3×（ 6）＝（１８）
2×（ 1）＝（ 2）
1×（　）＝（　）

合計Ａ（２２）Ｂ（８７）

$\frac{B}{A}$ ＝ ３．９５　（評定平均値）

必ず記入すること（小数点第三位以下切捨て）

独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす□

その他推薦の参考事項

５ページの推薦基準「１　人物について」に記載する学生であることを具体的に記入願います。
記入がない場合、推薦基準を満たさない者として不採用とする場合があります。
【主な記載項目】
家庭事情、部活動・クラブ活動、生徒会活動、学業成績　など
●特例推薦の場合は、該当する推薦理由を記入すること。

上記の者は、健康で、人物・学業ともに優れ、かつ、学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので、推薦いたします。

令和●年●月●日

学　校　長　　水戸　次郎

茨城県教育委員会教育長　殿

（記載の注意）

1　※印のところは該当するものを○で囲むこと。
2　成績評定表は、原則として前２年（第２学年は前１年）の科目数を記入のこと。
3　評定平均値は、小数点第二位まで記入のこと（小数点第三位以下を切捨て）。
4　入学一時金貸与を希望している場合、独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを確認し、チェック☑すること。
5　その他推薦の参考事項欄は、具体的かつ詳細に記載すること。
6　所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

様式第２号（第３条関係）

記　入　例

（表）

希望する進学先学校の正規の修業期間を記入

予約採用

茨城県教育委員会

奨　学　生　願　書

ふりがな　いばらき　ゆめこ 氏　名　茨城　夢子	平成〇年〇月〇日生 （満〇歳）	奨学金（月額貸与）の貸与希望期間 令和９年４月から 令和　年３月まで 年　月間	入学一時金の貸与希望の有無 ※ 有・無

学校名	〇〇〇〇 高等学校　第 3 学年	進学希望先	☑ 令和９年度に学校教育法に規定する大学、短期大学又は専修学校の専門課程への進学を希望している

本人	現住所　茨城県〇〇市〇〇町〇〇〇

家族現住所　　茨城県 〇〇市〇〇町〇〇〇

家計内容	給与収入金額	※営業等・農業・不動産・利子・配当　所得金額
	円 ５，８５０，０００	給与所得以外の所得があれば記入 → 円 １２０，０００
	合計　５，８５０，０００円	合計　１２０，０００ 円

家族の状況	続柄	氏　名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年　収	父又は母死亡のときは、その年　月　日（　歳）		
	父	茨城 太郎	48 歳	会社員	㈱〇〇商会	課長	4,750,000円			
	母	良子	46 歳	パート	スーパー〇〇	パート	1,100,000円	就学者の在学学校名	学年	現在までの県奨学資金貸与の有無
	本人	夢子	17 歳	高校生						
	×兄	学	20 歳	大学生				〇〇大学	3年	有　無
	弟	努	14 歳	中学生				〇〇中学校	2年	有　無
										有　無
										有　無
	合計（５人）									

別居者は続柄の前に×を記入

家族経済状況及び奨学資金希望理由

家族の経済状況など、奨学資金を希望する理由について、必ず申込者（生徒）本人が具体的かつ詳細に記入してください。

●母子・父子家庭である場合は、その旨記入してください。

（裏）

本人の履歴	令和●年　3月　○○立○○中学校卒業	年　月
	令和●年　4月　○○○○高等学校入学	年　月
	年　月	年　月

以上のとおり記載に相違ありません。
奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

令和●年●月●日

ふりがな　いばらき ゆめこ
本人　氏名　茨城　夢子

下記の（記入上の注意）の８を確認し、適切な人を連帯保証人にしてください。

ふりがな　いばらき たろう
連帯保証人　氏名　茨城　太郎
現住所　○○市○○町○○○

生年月日　昭和●年８月 10 日
続柄　本人の（　父　）

茨城県教育委員会教育長　殿

（記入上の注意）
1　※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
2　奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
3　入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
4　家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
5　家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
6　家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
7　本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
8　連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄姉又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来、奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
　なお、出願の際は連帯保証人１人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人１人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
9　所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。